令和五年十二月十二日

部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

山

口県知事

村 岡

嗣

政

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の

山口県規則第六十号

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法

山

口

山陽小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

…六

新山口駅北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

(住宅課)

;

指定納付受託者の指定(国際課)…………………………………………………………………………………………

公告

公安委告示

部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(生活衛生課)………生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の

○規則

〇告示

目

次

12月12日 (火曜日)

年

第一条

令和 5 正する。 第二条第二項ただし書を削る。 旅館業法施行細則

(旅館業法施行細則の一部改正)

(昭和三十三年山口県規則第十八号)の一部を次のように改

旅館業合併承認申請書記載事項変更届(」に改める。 を加え、 同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 第三項とし、 事項変更届 別記第一号様式の裏 第四条中 第三条中「による旅館業営業許可申請書」の下に 式)によらなければならない。 第二条の二第二項中 省令第一条の三第一項の申請書は、 「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に、 「別記第五号様式」を (」を「旅館業譲渡譲受承認申請書記載事項変更届 同条第一項中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、 「別記第三号様式」を 「別記第六号様式」に改める。 旅館業譲渡譲受承認申 「別記第四号様式」 旅館業譲渡譲受承認申請書」

「旅館業合併承認申請書記載 (別記第五号様式)

請書

(別記第二号様

に改め、

同項を同条

同項を

旅館業法施行規則第/ 条第/項ただし書及び 第2項ただし書の規定 第2項をだし書の規定 の適用を受けるとき は、管業の譲渡人の署 を削

同様式の注3を削る。

0

別記第四号様式中 別記第五号様式を別記第六号様式とする。 を

「営業計」合併基高分割承請相続承継承請 可認認認

|申請者の|

を

譲受 ○」に改め、

(譲渡譲受承認に あしては、 同様式を別記第五号様式とす

る。

竔

別記第四号様式とする。 別記第三号様式中「郷3%の3郷1嵐」 を 「第3条の4第1項」 に改め、 同様式を

別記第二号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」 に改 かめ、 同様式を

別記第三号様式とし、 別記第一号様式の次に次の一様式を加える

無機

報

第2号様式 (第2条の2関係)

旅館業譲渡讓受承認申請書

山口県収入印紙 貼 付 け 欄 (消印しないこ)

保健所長 様

申請者 譲渡人

議受人 郵住氏郵住氏生便 便 便 便 年 不不不不不不不不不 不 人 男子子 是所名号所名日

年局 Д 無

日生

第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。 下記のとおり旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けたいので、 旅館業法第3条の2

삡

県

#	名	·						
出来追及	所 在	曲						
許可年月日及び指	1及び指令番号	号	年	Я	П		第	力
譲渡の三	予定年月				平	Я	ш	
機能が が が が が が が が が が が が が が	3条第2項 ることの有 るときは、	各無小						

添付書類

山

口

旅館業の譲渡を証する書類

- 譲受人である申請者が法人である場合にあつては、当該譲受人の定款又は客附行為の写し
- 代表者の氏名を記入すること。 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び
- 「許可年月日及び指令番号」欄は、譲渡人について記入すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第二条 正する。 食品衛生法施行細則(昭和四十八年山口県規則第十号)の一部を次のように改

第十一条第一項ただし書を削る。

第十一条の二ただし書を削る。

併

 \mathbb{H}

Ш

第十一条の三第一項及び第二項中 「施行規則」の下に「第六十七条の二第二項、

_

を加える。

(興行場法施行細則の一部改正)

第三条 興行場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第四十七号) 改正する。 の一部を次のように

第二条ただし書を削る。

譲渡が行われたことを証する書類、相続による」に改め、同条中第二号を第三号と 第十一条第一号中「相続による」を「譲渡による承継にあつては当該興行場営業の

附行為の写し 譲渡による承継の届出者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄

第一号の次に次の一号を加える。

別記第一号様式の表

を

興行場法施行細則 第2条施元だし書の 規定の施元だし書の 規定の適用を受けるとさは、興行場 音楽の譲渡人の署

削り、 同様式の注3を削る。

別記第二号様式中 相合分統併朝 を 讓相合分 搜続併割 K

		_	_
煮	囊	計可	許可
E C	尘 蒙	「年月	「年月
7.6	興え	月及日	日及
政者	書	が指	び指
凩	魚	金維	金番
34	严	4	净
		年	年
		,,,	,,,
		Я	月
		ш	Ш
		第	第
		力	7
_	に		を

「譲渡による承継にあつては当該興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類、 「相続開始」を「譲渡、相続開始」に改め、 同様式の添付書類1中「盐灘による」 を 盐

寄附行為の写し

2 議演による承驁の屈氏者が強人である場合にあられば、やの強人の治款又は離による」に改め、同添付書類中2を3とし、1の次に次のように加える。

別記第二号様式の注中「届出者」を「届出者及び当該興行場営業を譲渡した者」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

改正する。 第四条 理容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十一号)の一部を次のように

則第二十一条第一項」に改める。第五条中「施行規則第二十条の二第一項、施行規第二十一条第一項」を「施行規則第二十条の二第一項、施行規

別記第一号様式の裏中

 「理容師法施行規則

 第/9条第/項ただ

 し書、第2項ただ

 し書又は第3項ただ

 だし書の規定の適

 形を受けるとき

 は、管業の譲渡人

 の署名

り、同様式の注7を削る。

別記第四号様式中 今年 を 治満 に、分割」 分割」 分割」

口

Щ

			_			_
渡	選	Ť.	Ħ		Ĥ	Ħ
渡した	海業な	耳	計		中	計
琳	選	771	1		7	#\ #!
凩	拍	疋	经		疋	松
		在			在	
松	荊	掛	称		书	柊
_	V	-		,	<u></u> ₹	È

に改め、同添付書類中2を3とし、1の次に次のように加える。「瀟瀟によめ承驁にめつては喧辮の讝海が行われたいとや門すめ書鑑、茁蕊によめ」を「薀満国路」を「灩海、盆蕊開路」に改め、同様式の添付書類1中「盆蕊によめ」を

2 譲渡による承継の届出者が外国人である場合にあつては、住民票の写し

- 民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) に第四号様式の注中「届出者」を「届出者及び営業を講簿したものに限る。)

、美容師法施行細則の一部改正) 別記第四号様式の注中「面出럐」を「国出래及び학業や靉凝した래」に改める。

改正する。 第五条 美容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十二号)の一部を次のように

則第二十一条第一項」に改める。第五条中「施行規則第二十一条第一項」を「施行規則第二十条の二第一項、施行規

別記第一号様式の裏中

| 美容師法施行規則 第19条第1項ただ し書、第2項ただ し書又は第3項ただ に書の規定の適 だし書の規定の適 は、音楽の譲渡人

り、同様式の注7を削る。

K

美 容 所 名 恭 所 在 地

名	潢	議	К	#
侑	いた	排 か	,	
	凩	Ĥ	所	松
			在	
	松	严	掛	称

に改め、同添付書類中2を3とし、1の次に次のように加える。「灩海によめ乗業にあつては喧楽の驪海が行せれたいとや門する書鑑、浩瀚による」を「灩海、盐潮圏路」に改め、同様式の添付書類1中「盐潮によめ」を

2 譲渡による承継の届出者が外国人である場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(公衆浴場法施行細則の一部改正) 別記第四号様式の注中「囲出ぬ」を「囲出ぬ及び斡継や靉凝したぬ」に改める。

第六条 公衆浴場法施行細則 に改正する。 (昭和六十一年山口県規則第六十六号)の一部を次のよう

改める。 第四条中「省令第二条第一項」を 「省令第一条の二第一項、 省令第二条第一項」

別記第一号様式の表中

公衆浴場法施行規則第 / 条ただし書の規定の適用 を受けるときは、営業の 譲渡人の署名

り、 同様式の注4を削る。

別記第二号様式中 相 作 作 無 無 制 を 護相合分 渡続併割

に

潢 艱 許可年月日及び指令番号 許可年月日及び指令番号 当該公衆浴 場営業を譲 渡した者 \mathbb{H} À 严 至 併 年 \mathbb{H} \mathbb{H} ш Ш 徭 徭 声 卓

一譲渡による承継にあつては当該公衆浴場営業の譲渡が行われたことを証する書類、 譲渡による承継の届出者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は 同様式の添付書類1中 「盆然による」を

山

寄附行為の写し

口

県

に改める。 別記第二号様式の注中「届出者」を「届出者及び当該公衆浴場営業を譲渡した者」

(クリーニング業法施行細則の一部改正

第七条 クリーニング業法施行細則(平成二年山口県規則第十一号) に改正する。 の一部を次のよう

第二条第二項ただし書を削る。

第二条の五第一項」に改める。 第四条の二中「又は省令第二条の四第一項」を「、省令第二条の四第一項又は省令

別記第一号様式(その一)の裏中

ク用	
1710	
711	
126	
リーニング を受けると	
グ業法とさば	
業き	
法は	
· 9	
摇、	
行規 営業	
規業	
回用	
] 第 (
育義	
上渡	
**	
00	
88	
第名	
§1項ただ í	
1111	
17	
だ	
書の	
9	
適	

ŋ 別記第一号様式(その二) 同様式(その一)の注2を削り、 の裏中 同注1を同注とする。

クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名

を

削

同様式(その二)の注2を削り、 同注1を同注とする。

を

削

別記第一号様式の二中 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名

を

削

同様式の注2を削り、 同注1を同注とする。

別記第三号様式の二中 相合合統件組織 を 議相合分渡統任割

を

に

続 盐 被相続人 盐 熊 \succ , (~ \mathbb{H} $\widehat{\mathbb{H}}$ の続柄 攻 严 を

	1 1 1		渡	
被相続人	TEXTHANG /	¥ 〒>> 日子 - 40-47-47-47-47-47-47-47-47-47-47-47-47-47-	渡した者	業を
、との続柄	氏 名	住 所	氏 名	住 所

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正) に改め、同様式の注中「届出者」を「届出者及び営業を譲渡した者」に改める。 「譲渡による承継にあっては営業の譲渡が行われたことを証する書類、相続による」 「盐鷲題称」を「驪海、盐鷲題称」に改め、同様式の添付書類1中「盐鷲によめ」を 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成三年山口県規

第五条第一号中「相続」を「譲渡、 相続」に改める。 則第三十三号)の一部を次のように改正する。

を

削

県

相続、

別記第五号様式中 相。 然年分 を | | 土土 | 東結任朝 に

悍 渡 撰 悍 픠 可年月 当該食鳥処 理の事業を 譲渡した者 年月 Щ Щ $\not\boxtimes$ ¥ ある。 Ç \mathbb{H} Ĥ 橅 严 中 至 併 併 \mathbb{H} \mathbb{H} ш 徭 無 声 卓 に を

合併又は分割の年月日 を 譲渡、 年月日 相続、 合併又は分割の

に改め、 同様式の

及び当該食鳥処理の事業を譲渡した者」に改める。 添付書類1中 「盆灘」を 「譲渡、 相続」 に改め、 同様式の注中「屈田裕」を「屈田裕

口県事務委任規則の一部改正

第九条 に改正する。 山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のよう

第三十一条第二項第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

規定による調査をすること。 業法等の一部を改正する法律 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館 (令和五年法律第五十二号) 附則第六条第二項の

に次のように加える。 第三十一条第二項第二号中ルをヲとし、 チからヌまでをリからルまでとし、 ・トの次

Щ

口

三条の三第一項」を「、第三条の三第一項及び第三条の四第一項」に改め、 加え、同号ニ中「第三条第六項」の下に「(法第三条の二第二項、第三条の三第二項 び第三条の四第三項」に改め、同号ハ中「第三条第五項」の下に「(法第三条の二第 及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ホ中「及び第 第三十一条第二項第三号ロ中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及 第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)」を 業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による調査をすること。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館 カからタまでをヨからレまでとし、ワの次に次のように加える。 同号中レ

第三十一条第二項第四号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。 業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による調査をすること。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

> 第三十一条第二項第五号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。 \vdash 業法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定による調査をすること。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による調査をすること。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

第三十一条第二項第六号中チをリとし、トの次に次のように加える 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

次に次のように加える。 第三十一条第二項第十一号中ソをツとし、カからレまでをヨからソまでとし、 業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による調査をすること。 ワの

第三十一条第二項第十四号に次のように加える。 業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定による調査をすること。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定による調査をすること。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

第十条 (山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正) 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十

七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四(見出しを含む。)中「別表第五号の四へ」を 「別表第五号の四ト」に

改める。 第一条の五(見出しを含む。)中「別表第五号の五カ」を「別表第五号の五タ」に

改める。 第一条の六(見出しを含む。) 中「別表第五号の六チ」を 「別表第五号の六リ」に

改める。

改める。 第一条の八 (見出しを含む。 中 「別表第五号の八ヌ」を 「別表第五号の八ル」に

附 則

この規則は、 令和五年十二月十三日から施行する。



山口県告示第三百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、 特定有

(定期)

ればならない区域 害物質によって汚染されており、 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

令和五年十二月十二日

山口県知事 村 岡 嗣

政

形質変更時要届出区域

周南市由加町一の一の一部

特定有害物質の種類

化合物 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十 号から第十三号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百五十六号

県

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に 指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年十二月十二日

口

山口県知事 村 岡 嗣 政

指定納付受託者の名称、 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号 住所又は事務所の所在地

指定納付受託者に納付させる歳入

山

等手数料 (クレジットカードを利用して納付されるものに限る。) マイナポータルを利用して行われる一般旅券発給申請に係る山口県使用料手数料条 (昭和三十一年山口県条例第一号)別表第二の二の項に規定する一般旅券発給申請

指定の日 令和五年十二月四日

山口県告示第三百五十七号

山口駅北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、

令和五年十二月十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

市街地再開発組合の名称

新山口駅北地区市街地再開発組合

施行地区

山口市小郡下郷字渡り上壱及び字番屋中の各一部

事務所の所在地

三

山口市小郡下郷一二八九番八号

兀

設立認可の年月日 令和三年二月十六日

五. 事業施行期間

令和三年二月十六日から令和六年八月三十一日まで

変更の内容

事務所の所在地を山口市小郡大正町一五番七号とする

事業施行期間を令和三年二月十六日から令和八年二月二十八日までとする。

施行地区を山口市小郡明治二丁目及び小郡令和一丁目の各一部とする。

七 変更の認可の年月日 令和五年十二月十二日



(二三〇) 山陽小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

いて準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、 第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項にお 準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画下水道の変更に係る同法 山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において 当該図書の写しを次のとおり縦覧に

令和五年十二月十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称

新

山陽小野田都市計画下水道山陽小野田市公共下水道

第 462 号

山口県土木建築部都市計画課

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた

二万三千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県公安委員会告示第五十一号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

 \equiv

自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

技能検定員として必要な自動車の運転技能

審

査

細

目

減

ず

る

額

消印をしないこと。

令和五年十二月十二日

審査の種類

技能検定員審査(大型)、

- 審査の日時及び場所
- 場所

六

自動車の運転技能の評価方法に関する知識

備

Ŧī.

技能検定の実施に関する知識

二千三百五十円

千八百円

二千五百円

二千五百円

六千七百円

四千円

四

自動車教習所に関する法令についての知識

教則の内容となっている事項

口

分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Ŧi. 提出書類

Щ

- 会規則第三号。 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

ること。

審査申請書の受付期間及び時間 山口市小郡下郷三五六〇の二 令和六年一月十五日 (月曜日) 技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型) の午前九時から午後五時十五分まで 山口県総合交通センター Ш \Box 県 公 安 委 員 会

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

は更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除され とする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるとき

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよう

る者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

審査の種類

技能検定員審査

- 審査の日時及び場所
- (一)日時 午後五時十五分まで 令和六年一月十七日 (水曜日) 及び同月十八日 (木曜日) の午前九時から
- 二場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

462 号 四

分から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間

令和五年十二月十三日

(水曜日)

から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Ħ.

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

 (\equiv) 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

六

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

は 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 消印をしないこと。 万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

			5	備考	(;H:
二千五十円		価方法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	六自	
千九百円		る知識	技能検定の実施に関する知識	五技	-
二千円		法令についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識		四
二千円		る事項	教則の内容となっている事項		Ξ
六千百円	技能	する観察及び採点の	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自自	_
三千五百五十円		な自動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技	
減 ず る 額	E	細	香	審	

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとす ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

一二九○○)にすること。

審査の種類

及び技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)

審査の日時及び場所

日時 令和六年一月十六日 (火曜日) 及び同月二十二日 (月曜日) の午前九時か

山口県総合交通センター

二 場所 ら午後五時十五分まで 山口市小郡下郷三五六〇の二

審査申請書の受付期間及び時間

分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日 (水曜日) から同月二十二日 (金曜日) までの午前八時三十

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

山

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

審査手数料

一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

は、 れる者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に 消印をしないこと。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能								
す 審 目	備	六	Ŧi	四	=		_	
を を	す審目					自動車の運転技	技能検定員とし	審
(できる) 選転技能 (できり) では、 (でき	この審査のいずれたも免いがれた。	(能の評価方法に関	に関する知識	関する法令につい	らっている事項	発に関する観察な	こて必要な自動車の	査
たる者で と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	をも免除される者で いる者で 吹される者であると 吹きれる者であると	 でする知識		ての知識)運転技能	細
あるときは更 に千百 が	あるときは更に千百うとする者が							目
に円を、ガー 三音を、ガ	(に三五)							減
円 三 二	一円を減ご二に掲		二					ず
である。 「一千」 「一十一 一十一	が ると 掲げる 案	千五百	千六百			二	千二百	る
A	のげを	五十円円	五十円円	二千円	二千円	千百円	五十円	額
		,						

その他

Щ

口

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

審査の種類

(普通二種) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査

備

考

審査の日時及び場所

- (\Box) (-)日時 令和六年一月十八日 (木曜日) の午前九時から午後五時十五分まで
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審查手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ二万千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に二万千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

二千五百五十円	でする法令につい	、知識 を自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	の旅	て四
三千七百円		方法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	\equiv
七千四百円	130	7る観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二
四千二百五十円		ら自動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審査	

八 その他

れる者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

審査の種類

462 号 (\Box) 一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

山口県公安委員会告示第五十二号

実施する。 運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

令和五年十二月十二日

Ш \Box 県 公 安 委 員

会

審査の日時及び場所 教習指導員審査(大型)、 教習指導員審査 (中型) 及び教習指導員審査 (準中型)

から午後五時十五分まで 日時 令和六年一月二十三日 (火曜日)及び同月二十五日 (木曜日) の午前九時

県

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

口

分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Ħ. 提出書類

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

ること。 を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す

審査手数料

山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

証紙には、 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を 万四千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免 消印をしないこと。

ではと	備	六	五	四	三	=		
であるときは更に百五とする者が一及び二にとする者が一及び二にとする者が一及び二にとする者が一及び二に	考	教習指導員とし	自動車教習所に	教則の内容とな	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員とし	審
であるときは更に百五十円を減ずるものとする。は更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目とする者が一及び二に掲げる審査細目についてのとする者が一及び二に掲げる審査細目についての大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自		教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	6っている事項そ		な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	査
		ついての知識	いての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識			の運転技能	細
であるときは更に百五十円を減ずるものとする。は更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者とする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるとき大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよう				転に関する知識				I
がずれる発音を								減
でれる者でも免								ず
である。		千	千	千	千	千		る
る者とき		千五百円	千六百円	千六百円	千三百円	千四百円	四千円	額

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

その他

- 二九〇〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

審査の種類

教習指導員審查

審査の日時及び場所

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 場所 日時 令和六年二月一日 山口市小郡下郷三五六〇の二 (木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで 山口県総合交通センター

Щ

口

四 分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日 (水曜日)

審査申請書の受付期間及び時間

から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十

審査申請書の提出先

五. 提出書類 山口市小郡下郷三五六〇の二

山口県警察本部運転免許課

規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。

 (\equiv) 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

には、 た額) される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ 一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除 消印をしないこと。 に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙

					Ş	考	備
 千三百円			Heev	教育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識		六
 千三百五十円				下についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識		五
千三百五十円			運転に関する知識	ず項その他自動車の	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		四
 千二百五十円				12能	学科教習に必要な教習の技能		三
千三百円				1%能	技能教習に必要な教習の技能	技	=
三千五百五十円				日動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	粉	
る額	ず	減	目	細	查	審	

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとす ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇)にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

審査の種類

及び教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(大特)、 教習指導員審查(大自二)、教習指導員審查(普自二)

審査の日時及び場所

十一日 日時 (水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで 令和六年一月二十四日 (水曜日) 及び同月二十九日 (月曜日) から同月三

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

二場所

分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日 (水曜日) から同月二十二日 (金曜日) までの午前八時三十

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Ŧ. 提出書類

教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 上三分身像及び無背景のものとする。 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

七 審查手数料

九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

県

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた 消印をしないこと。

を、四及び五に掲げる審査細	百が円	の審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げ	目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細	
			備考	備
千二百五十円		いての知識	六 教習指導員として必要な教育についての知識 	六
千三百円		いての知識	五 自動車教習所に関する法令についての知識	五.
千三百円		の他自動車の運転に関する知識	四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	四
千二百五十円			二 学科教習に必要な教習の技能	111
千三百五十円			一技能教習に必要な教習の技能	_
千二百五十円		の運転技能	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	
減 ず る 額	減	細目	審查	

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるもの

口

その他

山

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (\Box) (\rightarrow) -二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審查 (大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査

審査の日時及び場所

- 日時 令和六年一月二十五日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- 審査申請書の受付期間及び時間 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

分から午後五時十五分まで 令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審查手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

備	三	二	_	
考	ての知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	審
				查
				細
				目
	二千五百五十円	二千五十円	四千二百五十円	減
				ず
				る
				額

れる者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- $(\underline{\hspace{1cm}})$ この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

Щ

報

-二九〇〇)にすること。

令和五年十二月十二日発行令和五年十二月十二日印刷

発発 行行 人所

山口県知事